

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和元年度第1回水戸市都市計画審議会
- 2 開催日時 令和2年2月28日（金） 午前10時から午前11時まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 中会議室1, 2
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員 安藏栄, 黒木勇, 松本勝久, 高倉富士男, 土田記代美, 櫻場誠二, 深作陽右, 堀井武重, 鈴木律子, 楡崎ひろ子, 鹿倉よし江, 川島宏一, 谷田部亘
  - (2) 執行機関 高橋靖, 秋葉宗志, 高橋涼, 川崎洋幸, 黒澤純一郎, 田部田英智, 花香智幸, 角田光紀, 関根匠, 渡邊徳子, 橘宏志, 権瓶厚, 三村英明, 鬼澤英一, 薄井修, 岡野潤司
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - ・都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画 火葬場の変更（水戸市決定）について（公開）
  - ・都計諮問第2号 水戸・勝田都市計画 下水道の変更（水戸市決定）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 1人
- 8 会議資料の名称
  - ・都計諮問第1号 水戸・勝田都市計画 火葬場の変更（水戸市決定）
  - ・都計諮問第2号 水戸・勝田都市計画 下水道の変更（水戸市決定）
  - ・令和元年度第1回水戸市都市計画審議会（パワーポイント印刷）

## 9 発言の内容

### ○司会

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第1回水戸市都市計画審議会を開催させていただきます。

初めに、高橋水戸市長より御挨拶申し上げます。

### ○市長

皆さん、おはようございます。

コロナウイルス等の懸念が広がっているところでございます。私どもも、コロナウイルスの対策本部を既に立ち上げておりまして、もう数回にわたって会議を重ねているところでございます。予防、そして、もし発生があったときの対応、しっかり万全を期していきたいと思っておりますので、市民の皆様がたにもさまざまな面で御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。基本は、手洗いとかうがいか、自己防衛ですので、こちらの御協力もよろしくお願いしたいと思います。

改めまして、お忙しい中、本審議会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、今回、委員の改選がございました。既に委嘱状をお渡しさせていただいているところでございますが、皆様がたには快く審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、あわせてお礼と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

これから皆様がたにそれぞれの立場で御活躍をいただき、培ってこられました経験、知識等を生かしていただきながら、さまざまなきたんのない御意見をいただければと思っております。期間は2年間の任期でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

さて、本日お諮りいたします案件ですが、新斎場に係る都市計画火葬場の決定及び水戸市第4号公共下水道の変更についての御審議をいただくものでございます。

後ほど担当から説明をさせていただきますが、火葬場につきましては、現在、堀町にあります斎場に加えまして、新たに下入野町に新斎場を建設していくものでございます。

下水道につきましては、鯉淵町にあります内原浄化センター敷地内におきまして、現在、目的外使用となっている道路部分の区域を内原浄化センター区域から外すものとなっております。

皆様がたにおかれましては、本案件につきまして、慎重なる御審議をいただき、また、きたんのない御意見をいただければと思っております。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。私のほうからの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ○司会

ありがとうございました。

続きまして、本年度1回目の都市計画審議会であり、今回、任期満了に伴いまして委員の改選がございましたので、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

〔委員紹介〕

なお、ここで、市長は、公務の都合により退席させていただきます。

[市長退席]

○司会

それでは、議事に入らせていただきます。

本来ですと、ここで議事の進行を会長にお願いするところでございますが、今回、委員の改選がございましたので、会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○司会

ありがとうございます。

それでは、本日の出席者数を報告させていただきます。

なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、7番 \_\_\_\_委員、14番 \_\_\_\_委員、16番 \_\_\_\_委員でございます。

遅れて出席との報告がありました委員は、13番 \_\_\_\_委員でございます。

なお、傍聴人は1人ございます。記者につきましては、0人でございます。

現在、審議委員数16名のうち、現在、12名が出席されております。したがって、出席者数が委員の半数を超えておりますので、水戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

続きまして、会長の選出についてですが、水戸市都市計画審議会条例第5条第1項及び都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、水戸市都市計画審議会条例第3条第1項第2号の学識経験者の委員の中から選出いただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

○委員

これまでは\_\_\_\_委員さんが会長だったかなと思うのですが、私は再任でいいかなと思っているのですが、事務局のほうで何か案があれば言ってください。

○執行機関

ありがとうございます。

事務局の案といたしまして、引き続き、13番の\_\_\_\_委員に会長職をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○執行機関

ありがとうございます。

○司会

それでは、水戸市都市計画審議会の会長を\_\_\_\_委員をお願いいたします。

\_\_\_\_委員には、会長席のほうにお移りいただきたいと思っております。

それでは、ここで、\_\_\_\_会長より御挨拶をお願いいたします。

○会長

水戸市の都市計画審議会、今年度の第1回ということで、水戸市の全体のまちづくりにとっては一番重要な審議会と認識しておりますので、各委員におかれましては、それぞれのお立場の専門的御見知、あるいはこれまでの経験に基づきまして、ぜひきいたんのない御指摘、御意見をいただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、これより \_\_\_\_ 会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、まず、水戸市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長代理を決めたいと思います。

今回は、 \_\_\_\_ 委員でお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

1番 \_\_\_\_ 委員、15番 \_\_\_\_ 委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づきまして、原則公開とさせていただきますので、御承知おきください。

本日は1名の傍聴者が入っております。傍聴者におかれましては、会議の妨げとならないよう、静粛に傍聴をお願いいたします。

報道機関は、今日は入っていないということでございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、諮問書の提出をお願いいたします。

○副市長

それでは、一括して諮問させていただきたいと思っております。都計諮問第1号 令和2年2月28日 水戸市都市計画審議会様 水戸市長高橋靖 諮問書 水戸・勝田都市計画火葬場変更(水戸市決定)について、2つ目、都計諮問第2号 令和2年2月28日 水戸市都市計画審議会様 水戸市長高橋靖 諮問書 水戸・勝田都市計画下水道の変更(水戸市決定)について、以上2件でございます。よろしくをお願いいたします。

○会長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○執行機関

では、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入ります前に、配付資料の確認をしたいと思います。

〔資料確認〕

それでは、内容につきまして、前面のスライドに沿いまして説明をいたします。

今回の諮問は、諮問第1号の都市計画火葬場、諮問第2号は都市計画下水道となっております。

それでは、まず、諮問第1号都市計画火葬場について説明をいたします。

まず、本市の現斎場について御説明をいたします。

現斎場は、画面の赤い箇所でございます本市の北西部に位置しております。

道路交通アクセスでは、常磐自動車道水戸インターチェンジからは6キロメートル程度の距離にあり、JR常磐線赤塚駅が最寄りの駅となっております。

1977年、昭和52年にこちらは整備したものでございまして、火葬炉は8基、1日当たりの火葬可能件数は、通常時では11件、冬季は最大12件でございまして、年間火葬可能件数は3,386件となっております。

次に、水戸市新斎場の整備の必要性についてでございます。

まず、本市の将来の火葬需要でございますが、本市においては、高齢化社会が到来する

ことを踏まえ、将来の火葬需要の推計を行っております。現斎場における年間火葬可能件数は3,386件でございますが、2024年、令和6年には3,409件の火葬件数が推計されており、現斎場の火葬可能件数を超過することが見込まれております。

また、さらに、2040年、令和22年でございますが、年間の火葬需要が3,994件に達し、ピークを迎えることが見込まれております。

今後、現斎場のみでは、増大する火葬需要への対応が困難となる状況となっております。

続きまして、水戸市の第6次総合計画におきましては、斎場については、今後の利用増加が見込まれる需要状況を踏まえ、新たな斎場の整備を推進し、2施設体制の確立により、市民サービスの向上を目指すとして位置づけております。

近年、本格的な超高齢社会が到来する中で、斎場は市民生活にとって必要不可欠な施設でございます。本市においても、葬儀形態の多様化、利便性に十分配慮をしながら、その機能を安定的に維持し、より一層市民サービスの向上を図ることが求められております。

このようなことから、新斎場を整備する必要があるものでございます。

続きまして、本市においては、新斎場整備に向け、水戸市新斎場整備基本構想を策定し、全ての人にやさしい斎場及び周辺環境と調和した自然にやさしい斎場との整備基本方針を定め、早期の事業化、市民の利便性の向上を考慮して新斎場の場所の選定などを行っております。

続きまして、場所の選定についてです。新斎場の場所の選定については、斎場は市民生活において必要不可欠な施設であります。そのため、市民が利用しやすいことが必要でございます。現斎場からおおむね半径10キロメートルの距離を図示したこちらの赤い線になりますが、東部地区の一部が現斎場までの距離が相対的に長距離となっております。そのため、新斎場の場所の選定に当たっては、現斎場との位置的なバランスを考慮し、また、東部地区の住民の利便性向上を図ることができること、また、早期の事業化が図れるよう、新斎場整備に適した規模の用地を円滑に確保できることが必要であります。

こうしたことを踏まえまして、新斎場の場所については、本市の東部に位置する市有地である新ごみ処理施設の事業用地を選定しております。

この用地は、新ごみ処理施設整備事業の中で、生活環境の向上に資する施設の用地として、新斎場の整備に適した規模となっております。

こちらが拡大した図面でございます。赤色の部分が新斎場、黒で囲んだ部分が、今整備中の新清掃工場でございます。

続きまして、新斎場の施設の機能、整備スケジュールについてです。

さきほどの基本構想を踏まえまして、新斎場の施設整備に係る基本的方向の具体化を図り、具体的な施設機能や整備スケジュールなどについて定めているものでございます。

主な施設の機能でございますが、火葬部門では、火葬炉、告別室、炉前ホール、収骨室、待合部門では、待合ホール、式場部門については、80人規模と160人規模の2つの式場を整備します。利用者数に応じた弾力的な利用にも対応できるものとするほか、外構については、駐車場として、乗用車240台程度を整備予定でございます。

スケジュールにつきましては、令和元年度と令和2年度に基本実施設計を行い、令和3年度から令和5年度にかけて整備工事を行い、令和6年度からの供用開始を目指して、今取り組んでいるところでございます。

以上のことから、将来の火葬件数に対応するとともに、市民サービスの向上を図るため、都市計画火葬場として、水戸市新斎場を都市計画に定めるものでございます。

都市計画火葬場について都市計画に定める事項は、火葬場の名称、位置、面積、区域でございます。

名称は、都市計画火葬場第2号水戸市新斎場です。位置は、水戸市下入野町字新分付地内、区域は、こちらに赤線で示した区域となっております。面積については、約29,100平方メートルとなっております。

なお、火葬炉につきましては、将来の火葬需要推計を踏まえ、4基を整備する予定でございますが、火葬炉の改修等により増設の必要が生じたときに対応するため、1基分の予備スペースを確保する予定でございます。そのため、備考欄の火葬炉数は5基としております。

都市計画の決定に当たっては、以下の観点からも、新斎場の立地が適切であるかどうかということについて判断をしております。

まず、利便性については、現斎場から10キロメートル以上の遠方、特に市の東部に居住する市民サービスの向上に資するものであること。

アクセスにつきましては、周辺に、主要道路内原塩崎線、県道中石崎水戸線、県道長岡大洗線があるほか、水戸南インターチェンジからの道路の整備も進めておりまして、交通アクセスにも支障がないと判断をしております。

こちらが水戸南インターチェンジからの道路の拡大図となっております。新ごみ処理施設整備事業に伴いまして、アクセス道路を整備しまして、主要幹線道路からのアクセスの利便性も向上しております。緑色の実線の部分については完成済みの区間でございまして、県道長岡大洗線と主要地方道内原塩崎線を結ぶ2.3キロメートルの区間となっております。幅員は13メートル、昨年既に完成をしている区間でございます。

緑色の破線部分につきましては、延長1.7キロメートル、幅員も13メートルでございまして、令和4年度を完成の目途として整備を現在進めているところでございます。

次に、周辺住民につきましては、説明会を実施し、新斎場建設についての理解を得ているところでございます。

また、景観につきましては、敷地の外構に緑地帯を設置することが十分にできる場所でもあり、今後、景観法に基づきまして、周辺環境との調和を図っていくことも努力していきたいと考えております。

また、環境面についても、新斎場から半径100メートル以内に住居はないため、日照、騒音等の影響を最小限に抑えることができるほか、こちらの新斎場整備事業を進めるに当たりましては、環境保全措置に万全を期すため、平成30年度に環境影響評価を行っております。この調査では、将来の予測評価も行っておりまして、先ほど御説明しました施設機能を整備した場合においても、周辺環境への影響がないことを確認しております。

以上のことから、この場所での新斎場の立地は適切であると考えているところでございます。

最後に、都市計画の決定手続について御説明いたします。昨年の9月26日に、大場市民センターにおきまして地元説明会を開催しております。その後、都市計画の原案について、昨年10月21日から30日まで閲覧期間を設け、公述申出人がいる場合には公聴会を開催する予定でございましたが、公述申出の希望者がなかったため、公聴会は開催をして

おりません。その後、本年1月20日から2月3日までの2週間、都市計画案の縦覧を行っております。この縦覧期間中には、都市計画の案に対しまして意見書の提出をすることができますが、これについても意見の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○会長

御説明ありがとうございます。新火葬場の名称、位置、面積、区域についての都市計画でございます。御説明ありました都計諮問第1号について、御質問、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。\_\_\_\_委員。

○委員

まず、4炉を新設するということですが、令和22年のピーク時の火葬需要予測ということで、3,994件となっておりますが、現在、堀町の現斎場がいっぱいで、この4炉ができた場合の受入可能件数というのは、4炉だとどのくらい受け入れられるのかをまずお伺いしたいと思います。

○会長

4炉で対応可能かどうかですね。それでは、御説明をお願いします。

○執行機関

新斎場の4炉稼働ですが、1日最大8件の火葬が可能でございますので、1日2回転の予定でございますので、2,400件、火葬することが可能となっております。

○委員

わかりました。では、これでピーク予想の令和22年度に関するピーク時には対応していけるということですね。まず4炉で大丈夫だと。5炉は必要ないという状況です。

もう1点なのですが、住民説明会を実施して、周辺住民の理解を得ているということで、15ページに書かれておりますが、もう少し住民説明会の中で、住民の全てのかたが受け入れよしとされているのか、また懸案事項とかなかったのかということをお伺いしたいです。

○会長

御説明をお願いします。

○執行機関

9月に開催いたしました住民説明会におきまして、反対の意見というのはございませんでした。質問という形で、いつからできるのかとか、そういう質問はございましたが、反対の意見はございませんでした。

○会長

よろしいでしょうか。\_\_\_\_委員。

○委員

今日は、都市計画決定をするのは、火葬炉の設備ではなくて、要するに、その用地の都市計画を決定して、斎場の問題等に鑑みて、都市計画を、土地に対する決定をするということですよ。

ですから、火葬炉の中の部分については、どういうものができるのかというのは、この資料ではわかりますが、これまでも大体設計というのはできていたと思う。おおむね、今度の火葬炉というのも。そういうので、今、\_\_\_\_委員が質問をしたのだらうけれども、私も、この間の火葬炉の説明会のときに議員も出席していいよと言われたのだけれども、行

ったら、暮れの28日だったね。そうしたら、議員の質問は30分しかないということで、私たちがもう退席してしまったの。だから、火葬炉の構造についてももう少し私も聞きたかったのだけれども、今日はその問題に関係ないから、用地の問題だけだと思いますので、今の説明で私はこれは賛成します。

○会長

ありがとうございます。\_\_\_\_委員，お願いします。

○委員

16 ページの手続きに対して一つだけ聞きたいのですが、地元説明会にどのくらいのかたが参加されたのかを教えてください。

○会長

お願いします。

○執行機関

9月26日の説明会には、地元住民のおおむね30名が参加されております。

○会長

\_\_\_\_委員。

○委員

わかりました。30名というのは、地域的に言うと、どのくらいのかたが住んでいるうちの30人、案内を出したのはどのくらい、何世帯ぐらいなのでしょう。

○執行機関

案内につきましては、大場市民センター管轄の会長さんのほうにお出しして、回覧してほしいということを主にやっていますので、大場小学校区のかたが対象となっております。

○委員

その大場小学校区というのは、おおむねどのくらいの世帯数ですか。

○会長

おおむねで結構です。

○執行機関

おおむねというか、ちょっとわからないのですが、ただ、通知としては、数百人くらいかなと思います。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。ほかに御質問，御意見等ございませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

○会長

よろしいですか。それでは、お諮りしたいと思います。

都計諮問第1号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

賛成のかた，挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕



○会長

全員賛成ということで、原案のとおり決めます。

それでは、次に、都計諮問第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

○執行機関

それでは、続きまして、諮問第2号 都市計画下水道について御説明をいたします。

まず、水戸市第4号公共下水道の現況について御説明をいたします。

本下水道事業につきましては、平成元年に内原町公共下水道として内原町が都市計画決定を行い、整備を開始したものでございます。平成17年に水戸市と内原町が合併したことに伴いまして、水戸市第4号公共下水道に名称変更を行っているものでございます。こちら、ちょっと見づらいのですが、青線で囲った区域が水戸市第4号公共下水道の計画区域となっております。そのうち、灰色縁取りの区域が都市計画下水道を決定済みの区域となっております。汚水を処理する終末処理場は、水戸市鯉淵町字三の割にございます内原浄化センターでございます。平成2年3月に当初事業認可を取得した後に整備を開始いたしまして、平成9年4月に浄化センターの供用開始をしたことにあわせて一部供用を開始してございます。現在も鋭意整備中でございます。

続きまして、内原浄化センターの現況について説明をいたします。内原浄化センターは、水戸市第4号公共下水道の終末処理場として、平成9年4月に供用を開始しております。

計画においては、敷地面積は約32,000平方メートル、処理能力は、4系列で1日当たり最大で5,400立方メートルでございます。水処理系列は3系列完成してございまして、現在の処理能力は、1日当たりで最大4,050立方メートルとなっております。

それでは、まず、諮問第2号 都市計画下水道について御説明をいたします。

都市計画下水道について、都市計画に定める事項は、名称・排水区域・下水管渠・その他の施設の位置と区域となっております。今回、名称・排水区域・下水管渠に変更はございません。その他の施設の内原浄化センターの面積のみの変更を都市計画変更として扱うものでございます。こちら、赤で示した部分が面積となっております。

内原浄化センターの位置なのですが、こちらが内原浄化センターの処理場用地を示した全体の配置図となっております。赤線で囲んだ部分が現在の処理場用地を示しております。計画上、将来予定されております水処理の4系列目も配置した計画図となっております。敷地の北側、東側、西側が道路に面してございまして、南側は私有地の山林となっております。

処理場用地に隣接する道路につきましては、隅切りの改修、幅員拡幅などの地元要望がございましたので、浄化センターの3系列増設工事時に、進入路の幅員確保とあわせて、一部改良工事を実施しております。

北側、東側の道路については、処理場用地の一部を利用する形で整備をされておりました。現在、暫定的な利用として、目的外使用報告を、国・県宛てに行っております。しかしながら、目的外使用はあくまで暫定的な利用に対応するものであるため、今後も道路用地として利用していくということであれば、下水道事業用地から所管替えをすべきであるとの国からの指摘を踏まえまして、今回、都市計画下水道からの区域の変更を行うものでございます。

こちらが処理場用地のうち道路用地に利用されている区域を黄色の線で示したものでござ

ございます。北側道路部が 964 平方メートル、東側の道路部分が 487 平方メートルでございます。これらを現在の都市計画決定内原浄化センターの区域の面積から削除した場合、内原浄化センターの面積は約 3 万平方メートルとなります。処理場用地の外周部に狭く長く位置する区域でございますため、将来の施設配置計画に影響を与えるものではございません。

また、当該用地は、周辺区域との緩衝帯としての役割を担っておりますが、こちらを削除した場合でも、処理場施設から道路境界までの距離は 10 メートル程度確保でき、緩衝帯についても支障がないものと考えております。

以上のことから、処理場機能に影響がなく、また、周辺住民の利便性向上にも資するため、処理場用地を改めて道路用地として活用すべく、都市計画区域から削除するものでございます。

最後に、都市計画の決定手続について御説明いたします。都市計画の原案については、令和元年 11 月 7 日から 15 日まで閲覧期間を設けました。公述申出人がいる場合には公聴会を開催する予定でしたが、こちらも申込みがなかったため、公聴会は開催をしておりません。その後、本年 1 月 20 日から 2 月 3 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧を行っておりますが、この期間中には、都市計画案に対し、意見書を提出することができませんが、こちらも意見の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○会長

御説明ありがとうございます。

都計諮問第 2 号について、御説明いただきました内原浄化センターの面積の変更でございます。これについて、御質問、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。\_\_\_\_

委員。

○委員

現在、そうしますと、今回外す部分は約 2,000 平方メートル、合計で 600 坪なのですが、これを現在はもう道路として使用されているということですね。

そうすると、北側だけが今はそういう形になっていると。南側のほうというのはどういう状況になっているのですか。もしできれば、南側のほうにも道路をぐるっと回して、そういうウォーキング的なもの、車は別として、そういうものができればどうなのかなと今ちょっと思ったものですから。今回外す部分の 2,000 平方メートルは、現在は道路になっているからいいと思いますよ。南側の状況というのは、どんなふうになっていますか。

私はよく現地を見ていないからわからないのだけれども、\_\_\_\_さんはお家が向こうだからわかっているのだけれども。

○会長

御説明お願いいたします。

○執行機関

ただいまの御質問でございますが、南側は山林となっております、私有地の山林となっております。

○委員

山林ということですか。そうすると、雑木山か何かにならなっていると。そうすると、今後、都市計画のほうで、今私が申し上げたようなことというのは考えられますか。

検討できますか。今ここでは即答はできないと思いますが。

この周囲を全体的に見たときに、総メートルでいくとどのぐらいになるのですか。削除する北側の道路は964平方メートル、それで東側のほうは487平方メートルなのですが、長さというのはどのぐらいの距離になっているのでしょうか。

○会長

全体の周りの部分ですか。

○委員

現在道路になっている部分だけの距離というのが、大体概算でわかればですが。

○委員

毎日歩いているのですけれども、メートルと言われるとわかりません。

○執行機関

現況では、東側のこの南北に走っている487平方メートルです。

○委員

それは面積だから、その北側、東側の長さはどのぐらいなのかな。何メートルの幅員の道路になっているのか。現在、この敷地の中。もうちょっと詳しく説明してほしいです。

○執行機関

ただいまの\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。敷地の外周の長さについて。

○委員

とりあえず、今の黄色になっているのは、幅員と長さがわかれば、2,000平方メートルにするのだから、わかるだろうよ。

○執行機関

まず、長さに関しては、概算なのですが、北側で約300メートルぐらいで、東側が約200メートルぐらいです。

○委員

そうするというと、南側と西側の距離が大体概算で掴めるでしょう。今、2,000平方メートルになる幅員、この長さで。

○会長

御説明をお願いします。

○執行機関

道路の幅員なのですが、北側の道路は幅員が6メートルでございまして、東側の道路につきましては約10メートルぐらいでございます。

○委員

敷地の、今度除外するところの長さ、除外するところの黄色く塗った部分の幅員を聞いた。

○執行機関

除外する部分、黄色く着色されている部分の幅員でございまして、まず北側につきましては、もともとの現道が1.8メートルぐらいでございましたので、大体4メートルから5メートルぐらいの幅員になってございます。東側の道路につきましては、片側歩道分を黄色く着色しておりますので、1.5メートルから2メートルぐらいでございます。

○委員

1.5メートルから2メートル。では、合計で何メートル、北側と東側の合計の長さは。

500メートルか。後で考えたらよ。いいよ、すみません。

○会長

よろしいですか。2,000平方メートルの削減の東側道路と北側道路で、それぞれ、もし後で情報提供できましたらよろしく申し上げます。その他に御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

都計諮問第2号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

賛成のかたは挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○会長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり決めます。

以上で、本日の議事案件は終了いたしましたので、ここから答申をしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

○司会

それでは、答申書をお受けいたしますとともに、本日の御審議につきまして、市長にかわりまして、秋葉副市長より御挨拶申し上げます。

○会長

それでは、一括して回答をさせていただきます。令和2年2月28日水戸市長 高橋靖様

水戸市都市計画審議会会長 \_\_\_\_\_ 令和元年度都計諮問第1号 諮問書 水戸・勝田都市計画火葬場の変更(水戸市決定)について 令和元年度都計諮問第2号 諮問書 水戸・勝田都市計画下水道の決定(水戸市決定)について

以上、諮問のあった2件については、慎重審議の結果、原案のとおり異議ございません。

〔副市長に手交〕

○副市長

ありがとうございます。速やかで適切な御審議を賜りまして御答申をいただきました。まことにありがとうございました。

最後の御挨拶をする前に、お詫びを申し上げたいと思えます。冒頭、市長からもございましたように、また、\_\_\_会長さんのほうからもございましたように、新型コロナウイルスの対応ということで、非常に難しい参加状況の中、また、お忙しい中、参加をいただきました。うちのほうの対応が間に合わなかったということもございまして、その点についてはお詫びを申し上げたいと思えます。

本日の2件につきましては、内原につきましては、事業の清算的なものでございますので、このまま進めさせていただきたいと思えますが、新斎場につきましては、市民生活に大きく関わる重要な事業でございますので、この決定をいただきまして、令和6年度の供

用開始に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

今日の御審議に心より感謝を申し上げますとともに、委員の皆様の御健勝でのますますの御活躍を御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上で、本日の審議会を終了させていただきます。

貴重な御意見を賜わりまして、まことにありがとうございました。